

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用支出制限額

(公職選挙法第194条関係)

制限額 選挙区	人数割額 × 1月27日現在の 選挙人名簿登録者数 + 固定額 = 選挙運動費用支出制限額 (百円未満の端数は切上げ)					
第1区	15円	×	416,617 人	+	19,100,000円	= 25,349,300円
第2区	15円	×	248,346 人	+	19,100,000円	= 22,825,200円
第3区	15円	×	232,741 人	+	19,100,000円	= 22,591,200円
第4区	15円	×	351,395 人	+	19,100,000円	= 24,371,000円
第5区	15円	×	337,844 人	+	19,100,000円	= 24,167,700円

(参考)

前回(令和6年10月27日執行)の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用支出制限額

第1区

25,359,300 円

第2区

22,867,300 円

第3区

22,637,100 円

第4区

24,409,700 円

第5区

24,237,000 円